

○印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則

令和 8 年 3 月 26 日教育委員会規則第 6 号

印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、フリースクール等を利用する不登校児童生徒が多様な学びの機会を確保し、健やかな成長及び社会的自立を図ることができるよう、その保護者の経済的負担を軽減するとともに、不登校児童生徒の教育的支援を推進するため、予算の範囲内において経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不登校児童生徒 市内に住所を有し、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒であつて、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校（通信制課程にあつては履修）しないあるいはしたくともできない状態にあるために登校（通信制課程にあつては履修）が困難な者をいう。ただし、病気や経済的な理由による者を除く。
- (2) フリースクール等 不登校児童生徒に対し、学習支援、生活習慣の改善指導、教育相談及び体験活動等の活動を行っている民間の施設をいう。
- (3) 認定施設 第 14 条の規定を満たし、第 16 条の規定により教育長が認定した施設をいう。
- (4) 保護者 不登校児童生徒の父若しくは母又は当該不登校児童生徒が通所しているフリースクール等に利用料等を納入している者をいう。
- (5) 利用料 認定施設に在籍する全ての不登校児童生徒に対して提供する活動に対して、認定施設が保護者から月ごとに徴収する利用料であつて、入学料、施設整備費の類ではないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、不登校児童生徒の保護者であって、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該不登校児童生徒が、在籍する学校（以下「在籍学校」という。）への登校が困難な状態にあること。
- (2) 当該不登校児童生徒が、認定施設に通所していること。
- (3) 当該不登校児童生徒の様子等に関する情報について、在籍学校とフリースクール等が相互に情報共有することに同意していること。
- (4) 市や県の相談機関と必要に応じて連携することができること。
- (5) 対象経費について、他の団体等から補助を受けていないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助の対象となる費用は、補助対象者が認定施設に支払う利用料及びそれに付随する活動、体験学習に掛かる費用とする。

2 児童生徒1人当たりの補助金額は、1月につき、利用料等の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、20,000円を上限とする。

3 月の中途において児童生徒が認定施設を入退所した場合も、当該月にかかる利用料等を補助するものとする。

（補助申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、フリースクール等利用児童生徒支援補助金申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、各年度の最初の利用日（体験入所等により利用料が発生する日を含むものとし、不登校児童生徒としての利用日をいう。以下「利用開始日」という。）が属する月の翌月末日（利用開始日が3月中の場合は3月末日。以下「申請期限」という。）までに教育長に提出しなければならない。

2 申請書の提出がされた場合における当該申請者に対する補助の期間の開始日は、次に定めるとおりとする。

(1) 申請期限までに申請書が提出された場合 利用開始日が属する月の初日

(2) 申請期限後に申請書の提出がされた場合 申請書の提出日が属する月の前月の初日

(補助対象者の認定等)

第6条 教育長は、前条に規定する申請があったときは、その内容の審査を行い、補助対象者として認定するか否かを決定するものとする。この場合において、教育長は、児童生徒の在籍学校の校長の意見を聴取することができる。

2 教育長は、前項の審査により補助対象者として認定した者（以下「補助認定者」という。）には、フリースクール等利用児童生徒支援補助金対象者認定通知書（別記第2号様式）により、補助認定者としなないときは、フリースクール等利用児童生徒支援補助金対象者不認定通知書（別記第3号様式）によりその旨を申請者に通知する。

3 教育長は、補助認定者が偽りその他不正な手段により、補助認定者として決定を受けたと認めるときは、フリースクール等利用児童生徒支援補助金認定者取消通知書（別記第4号様式）により、補助認定者の決定を取り消すことができる。

(在籍学校及び認定施設への情報提供)

第7条 教育長は、前条第1項の規定により補助認定者としたときは、申請者の児童生徒が利用する在籍学校及び認定施設に対し、申請内容について情報提供を行うものとする。

(変更の届出)

第8条 補助認定者は、既に認定を受けた申請書の内容を変更しようとするときは、速やかにフリースクール等利用児童生徒支援補助金変更届出書（別記第5号様式）を教育長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 補助認定者は、同条第2項第1号から第3号に定める期間ごとの補助対象経費に係る補助金について、次項各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める提出期限内に、フリースクール等利用児童生徒支援補助金実績

報告書（別記第6号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) フリースクール等利用確認書兼補助金対象経費報告書（別記第7号様式）
- (2) その他教育長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期間区分及び提出期限は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない理由により当該期限内に提出できないと教育長が認めたときは、同一年度内に限り、次の提出期限まで延長することができるものとする。

- (1) 4月1日から7月31日までの利用料等 8月末日
- (2) 9月1日から12月31日までの利用料等 1月末日
- (3) 1月1日から3月31日までの利用料等 4月20日

（補助金額の決定）

第10条 教育長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る利用料等が補助金の交付決定の条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を決定し、補助金の交付を決定する補助認定者（以下「交付決定者」という。）に、フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付決定通知書（別記第8号様式）により通知する。

（交付決定の取消し）

第11条 教育長は、交付決定者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により、交付決定者が補助金額の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により、交付決定者に通知する。

（交付の請求）

第12条 交付決定者は、第10条の規定による通知を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときはフリースクール等利用児童生徒支援補助金交付請求書（別記第10号様式）を教育長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 教育長は、第11条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、補助金返還命令書(別記第11号様式)により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(認定施設の基準)

第14条 教育長が認定する施設は、法人等が経営し、かつ、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 活動実績又は計画(任意団体として活動していた期間を含む。)があること。
- (2) 原則として週に1回以上開所し、主に学校の授業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること。
- (3) 利用している不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習支援及び教育相談等に関する取組を提供していること。
- (4) 利用している不登校児童生徒やその保護者に対して、児童生徒の社会的自立に向けた相談業務が提供できる人員を配置していること。
- (5) 教育長または校長の要請により、利用している不登校児童生徒に関する必要な情報を提供するなど、児童生徒が在籍する学校と連携することができること。
- (6) 業務上、知り得た不登校児童生徒の個人情報については、慎重に取扱うとともに、他に漏らさないこと。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めた施設は認定施設とすることができる。

(施設の認定申請)

第15条 認定施設として認定を受けようとする者は、フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定施設申請書(別記第12号様式。以下「認定施設申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 法人等の定款又は寄附行為及び役員名簿
- (2) パンフレット等の施設概要が分かるもの
- (3) 施設構成員(スタッフ)名簿

(4) 相談員氏名及びその職員が有する資格を証する書類

(5) 在籍学校との連携内容が分かる書類

(6) その他教育長が必要と認めるもの

(施設の認定)

第16条 教育長は、前条に規定する認定施設申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定するものとして判断したときはフリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定施設決定通知書(別記第13号様式)により、認定しないものとして判断したときはフリースクール等利用児童生徒支援補助金適用不認定通知書(別記第14号様式)により、申請を行った者に通知するものとする。

(施設の変更、廃止及び休止)

第17条 認定施設として認定を受けた者は、認定施設申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにフリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定施設変更届出書(別記第15号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 認定施設を廃止または休止するときは、速やかにフリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定施設廃止・休止届(別記第16号様式)を教育長に提出しなければならない。

(施設の認定取消)

第18条 教育長は、認定施設が第14条に規定する基準を満たさなくなったときは、同条の認定を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定により認定を取り消したときは、フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用施設認定取消通知書(別記第17号様式)により認定施設として認定を受けた者に通知するものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条）

年 月 日

（宛先）印西市教育委員会教育長

申請者（保護者） 住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス
児童生徒との関係

フリースクール等利用児童生徒支援補助金申請書

次のとおり申請します。

1 対象者について

（フリガナ）	
児童生徒氏名	
住 所	
在籍学校・学年	学校名 （ ） 第 学年 組 学級担任名 （ ）
フリースクール等の名称	
利用開始日	年 月 日から（週 日）

2 同意事項

<p><input type="checkbox"/> 標記の補助対象経費の補助を別の団体から受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 市や県の相談機関と必要に応じ連携することに賛同します。</p> <p><input type="checkbox"/> 標記の補助金に係る交付資格の認否決定に伴い、私の市税の納付状況の確認をするために、関係機関への照会を行うことを承諾します。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童生徒の住民基本台帳を市担当職員が確認することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童生徒の様子等について、在籍学校とフリースクール等が相互に情報共有することを承諾します。</p> <p>年 月 日</p> <p>保護者署名</p>

3 添付書類

- （1） フリースクール等と保護者間の契約内容が分かるもの
- （2） 申請者が市外在住の場合は、前年の市町村民税の納税証明書又は非課税証

第2号様式（第6条）

第 年 月 日
年 月 日

様

印西市教育委員会教育長

フリースクール等利用児童生徒支援補助金対象者認定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金については、下記のとおり補助対象者と認定することを決定しましたので、印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則第6条第2項の規定により通知します。

記

補助年度	年度
児童生徒名	
学校・学年	印西市立 第 学年 組
利用施設名	

第3号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

印西市教育委員会教育長

フリースクール等利用児童生徒支援補助金対象者不認定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金については、下記の理由から認定しないことを決定しましたので、印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則第6条第2項の規定により通知します。

記

補助年度	年度
児童生徒名	
否認定理由	

第4号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

印西市教育委員会教育長

フリースクール等利用児童生徒支援補助金認定者取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって認定通知のありました標記の補助金については、下記の理由から取消が決定しましたので、印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則第6条第3項の規定により通知します。

記

補助年度	年度
児童生徒名	
取消理由	

第5号様式（第8条）

年 月 日

（宛先）印西市教育委員会教育長

申請者（保護者） 住 所
氏 名

フリースクール等利用児童生徒支援補助金変更届出書

次のとおり届出します。

印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金対象者認定通知書の日付及び文書番号	年 月 日 第 号
児 童 生 徒 氏 名	
変 更 内 容	
変更を必要とする理由	

第6号様式（第9条）

年 月 日

（宛先）印西市教育委員会教育長

申請者（保護者） 住所
氏名

フリースクール等利用児童生徒支援補助金実績報告書
（ 年 月～ 年 月分）

児童生徒氏名	
利用施設名	
補助対象経費 （利用料、活動費等）	（ ）月分 円
	（ ）月分 円
	（ ）月分 円
	（ ）月分 円

添付書類

- 1 フリースクール等利用確認書兼補助金対象経費報告書（第7号様式）
- 2 その他教育長が必要と認める書類

第7号様式 (第9条)

年 月 日

フリースクール等利用確認書兼補助金対象経費報告書

(年 月～ 年 月分)

1 施設を利用している児童生徒氏名

氏 名	
-----	--

2 通所日 ※通所日に○を付けてください。

月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日

3 補助の対象となる経費(利用料等)

月	円	月	円
月	円	月	円

※利用料とは、認定施設が保護者から月ごとに徴収する利用料であって、入学料、施設整備費の類ではないものをいいます。

※補助の対象となる費用は、補助対象者が認定施設に支払う利用料及びそれに付随する活動、体験学習にかかる費用の総額を記入してください。

上記のとおり通所日及び補助金対象経費報告します。

年 月 日

施設名

第8号様式（第10条）

第 号
年 月 日

様

印西市教育委員会教育長

フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで報告のありました標記の補助金については、印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則第10条の規定により、交付することに決定したので通知します。

交付決定額 金 円

第9号様式（第11条）

第 号
年 月 日

様

印西市教育委員会教育長

フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け印西教生第 号をもって交付決定のありました標記の補助金については、印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則第11条2項の規定により、交付決定を取り消したので通知します。

取り消しに係る額 金 円

フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付請求書

（あて先）印西市教育委員会教育長

申請者（保護者） 住 所
氏 名
電話番号

印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金の交付を次のとおり請求します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日		
指 令 番 号	第 号		
交 付 決 定 額	円		
請 求 額	円		
振 込 金 融 機 関	銀 行		支 店
	信用金庫		出張所
	農 協		支 所
	普通・当座	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義人		

※振込先口座は、申請者の名義のものを記入してください。

第11号様式（第13条）

補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

印西市教育委員会教育長



印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則第13条の規定により、
次のとおり返還を命じます。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	第 号
交 付 決 定 額	円
既 交 付 額	円
返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	

年 月 日

（宛先） 印西市教育委員会教育長

（申請者） 住 所
事業者名
フリースクール等の名称
代表者氏名
電話番号
メールアドレス

フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定施設申請書

印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則第15条の規定により、認定を受けたいので、申請します。

なお、私は、認定申請を行うに当たり、次に掲げる基準を満たし、保護者が求める書類の提出に応じることを誓約します。

- 1 民間団体または法人が経営する施設であり、活動実績または計画（任意団体として活動していた期間を含む。）があること。
- 2 原則として週に1回以上開所し（オンライン含む）、主に学校の授業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること。
- 3 利用している不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習支援及び教育相談等に関する取組を提供していること。
- 4 利用している不登校児童生徒及び保護者に対して、児童生徒の社会的自立に向けた相談業務が提供できる人員を配置していること。
- 5 教育長または校長の要請により、利用している不登校児童生徒に関する必要な情報を提供するなど、児童生徒が在籍する学校と連携することができること。
- 6 業務上、知り得た不登校児童生徒の個人情報については、慎重に取扱うとともに、他に漏らさないこと。

添付書類

- （1）法人等の定款又は寄附行為及び役員名簿
- （2）パンフレット等の施設概要が分かるもの
- （3）施設構成員（スタッフ）名簿
- （4）相談員氏名及びその職員が有する資格を証する書類
- （5）学校との連携内容が分かる書類
- （6）その他教育長が必要と認める書類

第13号様式（第16条）

第 号
年 月 日

様

印西市教育委員会教育長

フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定施設通知書

年 月 日付けで申請のありました標記については、フリースクール等
利用児童生徒支援補助金交付規則第16条の規定により、認定したので通知します。

第14号様式（第16条）

第 号
年 月 日

様

印西市教育委員会教育長

フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用不認定施設通知書

年 月 日付けで申請のありました標記については、印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則第16条の規定により、不認定としたので通知します。

記

（不認定の理由）

第15号様式（第17条）

年 月 日

（宛先） 印西市教育委員会教育長

（申請者） 住 所
事業者名
フリースクール等の名称
代表者氏名
電話番号
メールアドレス

フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定施設変更届出書

年 月 日付け印西教生第 号をもって認定のありました標記の施設について、申請内容を変更したいので、印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則第17条の規定に基づき、下記のとおり変更を届けます。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類 変更内容が確認できる書類

第16号様式（第17条関係）

年 月 日

（宛先） 印西市教育委員会教育長

（申請者） 住 所
事 業 者 名
フリースクール等の名称
代表者氏名
電 話 番 号
メールアドレス

フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定施設廃止・休止届出書

年 月 日付け印西教生第 号をもって認定のありました標記の施設について、廃止・休止することとなったので、印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則第17条の2項の規定に基づき、下記のとおり届けでます。

記

1 休止

2 廃止

第17号様式（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

印西市教育委員会教育長

フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用施設認定取消通知書

年 月 日付け印西教生第 号をもって認定のありました標記の施設については、印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則第18条2項の規定により、認定を取り消したので通知します。